

Title	<書評>水野恭一郎著 『武家時代の政治と文化』
Author(s)	今谷, 明
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(4): 588-596
Issue Date	1977-07-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_60_588
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

水野恭一郎著

『武家時代の政治と文化』

今 谷 明

著者水野恭一郎氏は、二十余年の間神戸・岡山兩大学にあって中近世の政治史、就中室町幕府と守護領国の問題を研究してこられた篤学である。本書に収載されている「守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変」は昭和三四年三月号の本誌に掲載されたもので、氏の代表作の一つであるが、評者がこの論文に初めて接し、多大の学恩を蒙ったのは修士課程に在籍中の、今から五年前のことであった。当時既に同論文の声価は高く、本誌当号は品切れになっていて、複写をとって閲覽したものである。このように著者に比し余りにも浅学の筆者が本書の批評を試みるなどは僭上の沙汰であり、紹介の筆をとることすらはばかられるのであるが、先学の業績に学び、敢て批評の筆を加えることも学恩に報ずる一つの途かとも考えられ、他に決して適任者がおられぬのではないことをお断わりしておきたい。

本書の編集経緯は「あとがき」に触れられているように、著者既発表の論考のうち十二編を選んで、これを三つに分ち、第一部を「山陽道の武士と郷荘」、二部を「大名領国制の展開」、三部を「文化の諸相」とそれぞれ標題を付し、一冊の著書に纏められた

ものである。これらのうち、第一部は平安末期から鎌倉末に至る中世成立期の時代を対象とし、所謂在地領主制と政治権力、荘園制との関連を取扱った諸論稿で、第三部は室町戦国より江戸中期に及ぶ宗教・文化を対象とした佳編を収め、どちらも評者にはむしろ門外漢の領域で、批評には最も自信のない部分である。従って甚だ不充分ながら、これらの部分は内容の紹介とごく簡単な感想を述べるにとどめ、主として南北朝から室町中期の守護領国制を主題とした第二部を中心に若干の検討を試みることにしたい。

一方、著者が対象とされた地域は研究活動の舞台に程近い山陽地方、ことに播磨、備前、備中を中心とした瀬戸内北岸一帯の、先進畿内と後進辺境とに挟まれた所謂典型的な中間地帯であり、ここが著者の中世史研究のフィールドでもあった。勿論著者の目は単なる在地の動向のみならず、中央に京都の政治権力、文化圏との関連に注意深く注がれているが、山陽道地方の歴史的環境に対する深い造詣は期せずして本書をユニークな地域史研究書に仕立て上げている。

二

平氏政権が知行国の一門独占や日宋貿易等の経済基盤を、主として瀬戸内を中心とする西国に置き、その西国的政権としての性格が強調されるが、政権の地方に於る軍事的基盤ともなった西国武士団と伊勢平氏との具体的結合関係を本格的に扱った論考は意外に少ないようである。著者は「平氏政権と備前国」でこの問題と正面から取組み、正盛・忠盛の時期に於て兩備地方の受領歴任、瀬戸内海賊の追討という院政に対する政治的、軍事的寄与を通じ

て、当該地の武士団を多く服属させ、経済力を強化していった点を検討し、山陽道が平氏の西國に於る重要拠点と化していく状況を糾明されている。次で戦記類に拠りつつ保元・平治両乱に於る清盛軍配下の武士団を検討し、両備地方蟠居の有力在地領主の参加があることを指摘し、その背景として平氏の備前知行國化および莊園の集積があったのではないかと推測されている。最後に治承・寿永内乱期に於る備前の動向を述べ、平氏の抵抗に苦戦した頼朝政権が、梶原・土肥兩名の播備地方守護配置と、藤戸合戦の勝利によって漸く山陽道を掌握するまでの状況を手ぎわよく実証的に整理されている。ただそこで利用されている『保元物語』以下の戦記類の史料上の信憑性について、とりわけ初学の筆者には何らかの説明が欲しかったと思われた。

「備前国福岡荘について」は、法眼円伊筆『一遍聖絵』（国宝）に描写されていて余りにも著名な市場町備前福岡市に関する歴史地理学的な考察である。まず自然地理学上からの立地条件、地名の起源を検討され、当地が鎌倉期の莊園内定期市から南北朝期の備前守護所→政治都市へ、さらに戦国大名宇喜多氏によって城下町岡山へその繁栄をとって代られるまでの変遷を、莊園の伝領関係、備前焼の生産、備前守護代家の沿革考証等商業、政治関係の問題を織り込みながら詳細に跡付けられている。一体に古代国府の研究に比し、中世の地方行政都市である守護所の究明は著しく立遅れている分野であるが、その意味で本論文はその数少ない守護所を扱った業績として貴重である。

ところで、この論文の発表は昭和四八年だが、当庄に関しては既に松山宏氏が同四四年、「備前福岡」（月刊歴史一三号、のち

同氏著『日本中世都市の研究』昭48に収載）と題して歴史地理上の研究を発表されており、やはり水野氏と同様の観点から福岡荘を取上げて論じられているのである。この点、発表誌が一般に入手難い雑誌だったため、水野氏が松山論文を披見されることなく、相互に全く独立して偶然にも殆ど同内容の個別研究が世に出されることになったのは壮観であった。松山論文の内容については本誌五六巻六号に仲村研氏の書評があつて既に検討されているのでここでは繰返さないが、いづれかといえば丹念な現地踏査を中心とする景観復元に力点を置いておられるのに比し、水野論文の方は伝領関係・一遍聖絵・守護関係史料等文献史料の詳細な検討をされている処に特徴がある。しかし松山氏のお話によると、論稿作成に際し水野氏を訪問されて文献史料の教示を種々受けられており、当庄に関する基本文献は大平松山論文の方に既に言及されてしまつており、水野論文がやや屋上屋を重ねるぐらいになつたのは止むを得ない。もし水野氏にして松山論文の存在を知つておられたならば、もっと違った形の論考になっていたであろうと推測され、昨今の論文氾濫という学界の現状とその整理の必要性についても思い合わされ、考えさせられる問題であつた。

しかしともあれ、最近になつて守護城下研究の視点から鎌倉期に於る全国の守護所を検討された松山宏氏著『武者の府鎌倉』（柳原書店、昭51）があるものの、南北朝期以後の守護所の個別論文としてはわずかに同じ松山氏の「守護城下の盛衰——美濃國革手についで——」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』昭45）があるのみという有様で、水野氏の福岡荘研究は貧困な中世地方都市研究に新たな素材を提供されたものとして喜びたい。

「備中国赤木家文書について」は、昭和四八年の第六回日本古
文書学会公開講演で発表されたもので、備中穴田郷の地頭赤木氏
の家に伝来した古文書の史料紹介である。赤木氏はもと信濃筑摩
郡赤木郷の在地領主で、承久新補地頭として赤木忠長が備中穴田
郷に入部し、一族共中国地方山間部の小地頭として戦国末期に至
り、関ヶ原役後毛利氏の滅封によって帰農した。この『赤木家文
書』には、備中唯一の鎌倉文書といわれる嘉元三年の関東裁許状
（瀬野精一郎氏編『鎌倉幕府裁許状集』昭45、に未載録）が残存
しており、その相論の当事者である赤木忠光は『吾妻鏡』にも所
見があり、大番役勤仕による在京の状況や在地に於る存在形態も
推定され、備中の御家人としての像を浮び上らせている。赤木家
文書は室町期になって皆無に近く減少するが、著者は丹念に他史
料を渉獵し、著名な応仁年中の備中新見荘園一揆（『東寺百合文
書』ほか）と土豪赤木氏との関連にも言及されており興味深く、
典型的な国人土豪としての姿を復原することに成功している。

「鎌倉末期山陽道地方の在地領主層——元弘の乱を中心に——」
は、元弘討幕に参加した諸勢力の中核的役割を担った播磨に於る
鎌倉末期の悪党・在地領主の動向とその政治的性格の解明を意図
した論稿である。建武新政府樹立へ反幕に動いた地方武士の個別
研究に関しては本論の三年後に出た豊田武氏「元弘討幕の諸勢力
について」（文化三一巻一号）があるが、水野論文はそれより早
く、戦後間もなく書かれた松本新八郎氏「南北朝内乱の諸前提」
（同氏著『中世社会の研究』所収）で打出された理論的提起を受
けて、中間地帯に於て実証した力作である。著者は播磨大部荘、
同矢野庄等戦後急速に進展した該地域の荘園、在地構造の研究に

支えられつつ、鶏足寺老僧の記録『峰相記』に拠りながら悪党の
活動を跡づけ、畿内でも辺境東国でもない中間地域である畿内周
辺、山陽地方に於る在地領主制の進展度の特質を明らかにしよう
とする。そこで著者が得た結論は、「畿内中心部程には荘園領主
の直接支配権が及ばず（中略）、在地領主化の勢いはある程度まで
伸長され、（中略）、ある限界に於て荘園制の壁に遮断されてい
る」（本書P72、73）という政治的条件であった。三十年代を通じ
て当地域の守護領国制の研究を精力的に進めてこられた著者は、
赤松・山名両氏下の戦国・室町・南北朝各期に於る国人層の検討
から、更に鎌倉後期へと関心が向けられ、本論では特に荘園制の
変質と在地領主制の進展との関連、就中その個別事例の検出に多
くの筆を費しておられる。氏の論考には、赤松・山名氏らの守護
領国制に関する研究が前提として蓄積されているだけに、見通し
も手堅く、説得的である。

この論文発表の翌年、黒田俊雄氏が著書『蒙古襲来』（中央公
論社）を世に問い、『峰相記』と播磨の悪党は広く一般に紹介さ
れるに至ったが、その端緒は水野論文にあるといってもよからう。
また中間地帯に於る在地領主制に関する著者の理解も現在の水準
から考えても概ね妥当であり、以後四〇年代に入って活発化する
赤松氏研究に有力な指針を与えた先行文献として本稿の価値は決
して低くないと考えられる。

三

昭和三四年に田沼陸氏の「寺社一円所領における守護領国の展
開」（歴史評論一〇八）、羽下徳彦氏の「越後に於る守護領国の形

成」(史学雑誌六八編八号)が出て守護領国制の実証的研究が漸く本格化しはじめたが、領国制研究の基礎作業である室町幕府の諸国守護任免の考証(これは恰も荘園制研究に於る伝領關係の確定作業に相当する)は殆んど当時顧みられず、南北朝期政治史研究に不可欠な頻繁たる守護職更迭状況の糾明すら打ち捨てられたままであったといつてよい。著者の「南北朝内乱期における山名氏の動向」は、この時期に於る守護制度の沿革に関する数少ない労作の一つである。新田氏の一門である山名氏は、上野山名郷の一小領主から出発して南北朝後期には「六分一殿」と呼ばれる山陰山陽畿内にまたがる十二箇国の大大名に成長し、明徳の乱で討伐を受けるがなお一族は四職家として侍所所司の資格に残り、幕府重臣會議の一員となる有力守護家である。著者はその出自、最初の守護補任から中国の地に雄飛し、遂に明徳で分裂瓦解するまでの同氏の興廢を綿密に跡付け、各守護職の任免沿革はもとより、在地掌握の状況、國人の家臣団編成にも注目し、信憑性の乏しい系図類の誤りを匡すなど研究の少ない内乱期中国地方に於る政治過程を概観している。

佐藤進一氏による精細無比の『室町幕府守護制度の研究上』が出たのが本論より七年後で、以後山口隼正・小川信各氏らの努力により現在東国、九州四国、畿内の南北朝期に於る守護職任免状況は相当程度明らかにされつつあるが、中国中東部と丹波以西は本格的専論がまだ発表されておらず、加えて待望の佐藤氏著書の下巻がなお上梓されていない。昨今、水野氏本論文のもつ価値はすこぶる大きく、貴重な業績というべきであろう。ただ惜しむらくは、目まぐるしい守護交替の背後にある幕府中枢政治の動向、就

中有力守護の党派的奪権抗争との関連性が必ずしも明らかにされていないことで、山名氏進出の要因を専ら在地掌握の面から説明される著者の視角は基本的には正しいとしても、そのみでは政治史分折として必ずしも十分であるとはいえないと考えられる(尤も康暦政変による京極氏の没落、雲隱兩守護職交替の事情等は的確に指摘されている。p.107)。この点、佐藤氏著書の下巻によつてその欠が補われることを期待したい。最後に山名氏領国崩壊の原因を、拡大と割拠性に求めておられるのは如何であろうか。細川氏の如く教國を一族で分割支配した大大名でも応仁乱後まで結束を保った例もあり、拡大↓割拠↓分裂なる図式は一種の循環論で本質的な説明には必ずしもなり得ていないように思われる。

冒頭にも触れた「守護赤松氏の領国支配と嘉吉の変」は、著者が守護領国制の問題に本格的なメスを加えた最初の記念すべき作品であると共に、室町時代の播磨守護に関する専論としても初めての研究といつてよいものである。従来所謂郷土史の域を出ていなかったこの地方の研究水準を、ともかくも学問的水準に高めたのは著者の功績であるといつても決して言いすぎにはなるまい。一体播磨は、管見の及ぶ限りでは近江と並んで中世史料(主に荘園に関するもの)の最も豊富な地域で、著名な荘園のみでも東寺領矢野庄、祇園社領土山庄、大徳寺領小宅・田中両庄の他多数に及ぶ。中世に於ては守護關係史料は多く荘園文書中より見出されるのが普通であるから、守護關係文書の数も近江と双壁をなすというべく、史料に恵まれている地域にも拘らず赤松氏の研究は立遅れていたのである。

氏はまず鎌倉期の九条家領佐用庄地頭時代の赤松氏から説起し、西播の一土豪から建武の殊功により一挙に大國摂津播磨の守護に補任される事情、各地の所領構造、在地土豪の被官化状況を丹念に究明し、国内に歴史的足場をもつ守護、つまり本領膝下の領国経営の実態を備前・美作との対比に於て実証しようとする。次で中央政治の分析に移り、室町幕府を守護大名の連合勢力の上に乘る存在と規定し、幕府は守護の分権化を阻止するため本所権力の全面的破壊を避け、これと妥協したと観る。かかる見通しの上に立って応永三四年の赤松持貞失脚事件から永享元年播磨国一揆の蜂起に至る政治過程を考察し、守護大名の政治的地位及び在地掌握の不安定さを強調される。最後に將軍義教の専制と守護家の抑圧、嘉吉の変勃発と播磨討伐を概観して、同事件は赤松氏の不安定な領主制の実体を暴露したものと評価する。

幅広い実証と中間地帯の在地状況への的確な見通しに支えられた本稿には、既に義教専制と嘉吉の変に関する基本的な視角が殆んど呈示されており、正長・嘉吉両土一揆の背景に対する考察も妥当であり、筆者の代表作の名に恥じぬ力作であると確信する。

本論が一つの契機となつて、昭和四〇年に田沼陸氏の「公田段銭と守護領国」（書院部紀要一七）が生れ、同四三年には岸田裕之氏が大作「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」（史学研究一〇四・一〇五号）を公にされ、近年伊藤邦彦氏が「播磨守護赤松氏の領国支配」（歴史学研究三九五）を発表されて、周知のように播磨守護領国の研究は飛躍的な進展をとげ、今や面目を一新しつつある。また赤松氏についても高坂好氏著『赤松円心・満祐』（昭43）によつて従来成果が集大成された。しかし右の諸業績

のいずれも、その出発点となつたのが水野論文であることを考えると、本稿の先駆的文獻としての名は恐らく不朽であろう。

ここに問題は、著者も指摘され乍ら具体的実証は行なわれなかつた守護の在地掌握度の不安定性である。そもそも守護領国制に對して最初に学問的な概念規定を行なつたのは永原慶二氏（「守護領国制の展開」社会経済史学1812）で、水野氏の視角も基本的には永原理論の延長上にあると考えられる。しかるに水野論文の二年後、黒川直則氏は「守護領国制と荘園体制」を発表し、永原氏の守護領国制論に根本的な批判を加えると共に、水野氏が明らかにされなかつた守護の在地掌握の不安定性を荘園制のメカニズムの中で実証し、新たに「国人領主制」なる概念を提起されたのである。かくて水野氏が指摘された守護権力のもつ一面は意外な方向に急展開する結果となつたのであるが、これを見ても本稿が学説史上果した意義は頗る大きいと言わねばならない。

ところで『大乘院寺社雑事記』に著名な尋尊の指摘を待つまでもなく、応仁乱後地方で領国経営の実体を掌握してくる守護代層の重要性は誰しも注目するところであるが、朝倉氏や織田氏等、のちに戦国大名化する一部の氏族を除いて従来個別守護代層の研究は皆無に近かつた。「赤松被官浦上氏についての一考察——浦上則宗を中心に——」は、赤松政則の守護代、所司代として応仁乱前後にかけて活躍した浦上則宗一代を中心とする浦上氏の研究で、右記の如き数少ない守護代級國人層研究の欠を埋めると共に、併せて十五世紀中葉に於る守護の領国経営の実体、守護代層の政治的役割を検討しようとした意欲的な論考である。

浦上氏は播磨揖西郡浦上荘を本貫とする在地領主で、貞治三年

赤松則祐の備前守護補任に伴って守護代に就任したのが初まりで、備前三石城を居城として以後子孫相承して同国の守護代を歴任した。この家系から出たのが、嘉吉の変で没落した赤松家の再興に力のあった則宗で、幼少の政則を補佐して土一揆の鎮圧や東軍武將として活躍、文明三年には侍所所司代に就任して洛中の刑事警察権を掌握する一方、山名氏らの侵略に対し領国播磨の防禦経営に専念し、文字通り再興赤松家を双肩に担った人物である。著者はかかる守護代級国人の典型として浦上氏を把え、彼等は土豪を直接掌握しうる在地性と、幕府守護体制の政治的権威を共に利用して勢力を拡張したと評価し、幕府守護体制内最後の守護代層として則宗の活動を位置付ける。ここで問題となるのは、赤松氏や近江六角氏等と異り、畠山氏や細川氏の如く徹底した国人不採用策をとって在地土豪を決して内衆には登用しなかった守護大名（拙稿「室町時代の河内守護」大阪府の歴史七、同「摂津に於る細川氏の守護領国」兵庫史学六八取載予定）の存在をどう考えるかということであろう。この点評者は播磨浦上氏のみを以て守護代層の典型と見做すことには一抹の不安を覚えるのである。幕政にすら参与した有力守護代の中には、摂津の薬師寺氏、長塩氏、河内の遊佐氏のように比較的在地に有力基盤を持たぬ者もあり、かかる領国での在地掌握は如何なる手段、経営によって遂行されたのか、この点も併せて是非論じて頂きたかっと思ふ。

本稿は本誌掲載直後はさまで注目されなかったが、数年後二木謙一氏「室町幕府侍所司代多賀高忠」（国学院大紀要十二）が公にされたこともあって、東山文化上に果した則宗の役割等が改めて認識され、その重要性が再評価されている段階にあるといえ

よう。最後に、管見の範囲内で事実関係に問題ありと考えられる点を一箇所のみ指摘して批評の責をふせぎ思う。著者は「南北朝合一後の義則の時代から、次の守護赤松満祐の時代にかけて、浦上一族で特に顕著な存在として史料の上にもその名の出てくるものが、しばらくは見られない」（P.153）とされ、再興赤松家に於てみられる則宗の活動を「則宗は、赤松政則麾下の最も有力な存在としての勢威を急速に高め（中略）則宗の勢威の顕著なる台頭は一見唐突の感をいだかせる」（P.153）とその勃興ぶりに注目されている。しかし果して浦上氏は応永以降嘉吉頃まで目立った動きなく、寛正二年に突如として再登場したのであるか。本論の第四節はこの則宗の急速な台頭の背景を考察するのに費されており、この点は論旨の上から決して看做できぬ問題を含んでいるので、以下に評者の見解を呈示してみたい。

抑も浦上氏の名が応永以降在地から消えるのは決して赤松被官内で活動が停滞したからではなく、逆に京都の中枢部に進出して侍所所司代・山城守護代として活躍するからなのである。管見の範囲で南北朝末期以降京都で登場する浦上氏を列挙すれば左の如くなる（詳細は拙稿「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿上・中」京都市史編纂通信70・72号参照）。

嘉慶 2・4・10	侍所頭人	所司代
	赤松義則	浦上某
康応元 11・21	山城守護侍所兼帯	守護代所司代兼帯
	赤松義則	浦上美濃守
明德 2・9・10		
応永 6・10・2	侍所頭人	所司代
	赤松義則	浦上義徳入道
応永 9・2・17		

応永13・6・7 侍所頭人 赤松義則 所司代 浦上美作入道性貞

応永15・12・27 侍所頭人 赤松満祐 所司代 浦上美作入道性貞

応永18・11・19 侍所頭人 赤松満祐 所司代 浦上美作入道性貞

応永20・10・21 侍所頭人 赤松満祐 所司代 浦上美作入道性貞

正長元・8・16 侍所頭人 赤松満祐 所司代 浦上美作入道性貞

永享4・10・15 侍所頭人 赤松満祐 所司代 浦上美作入道性貞

永享8・8・7 山被守護(侍所兼帯) 赤松満祐 守護代(所司代兼帯) 浦上某

永享11・11・22 山被守護(侍所兼帯) 赤松満祐 守護代(所司代兼帯) 浦上某

以上により、浦上氏は既に南北朝末期から所司代家としての家格と勢威を確立し、管国吏務を離れて在京し、幕府中樞部で活動していたことが明らかである。従って水野氏の説かれる如く、西播東備の在地掌握も無論重要ではあるが、則宗の任用は右の所司代家としての家格からすれば当然の事態であって、何ら異とするに足るものではないと考えられる。この点、著者が南北朝末以来の京都での浦上氏の活動に全く言及されていないのは如何したことであろうか。

「応仁文明期における守護領国——山名氏の領国を中心に——」は、第二部冒頭論文の続編で、著者のいう幕府「守護体制の解体期に於る山名氏領国の動向を検討したものである。氏はまず応永以降の山名氏の領国を概観したのち、応仁乱前後の状況、文明十一年より延徳元年に至る山名氏管国内外で惹起された国人層の離叛等を跡付け、最後に中間地域に於る荘園制の解体を論じて新たな大

名領国制への道を見通しておられる。

専論の乏しい山名氏の守護領国分析として貴重な論稿である。些細な指摘で恐縮だが、評者の気付いた点を一つだけ述べると、嘉吉―応仁間の播磨守護について著者は同国が一円に山名持豊―教豊と継承補任されたやに説いておられる(p.187・189)が事実
は果してそうであろうか。管見の範囲ではこの時期に山名是豊が播磨の(一部の)守護職を保持していたことを示す史料が幾つか存在する。

康正2・11・14 是豊遊行状。垣屋越前守宛、宍粟郡石造庄の遊行〔久我文書五〕
(山名是豊)

康正3・9・14 彈正忠遊行状。播磨赤穂・揖西両郡の過所

〔離宮八幡宮文書〕

康正3・9・16 泰家他二名連署折紙。播磨那波浦の違乱停止

〔同右〕

長祿2・3・9 幕府御教書。山名彈正少弼宛、矢野庄田所職返付の遊行〔南禅寺文書〕
(是豊)

年月未詳 是豊書状。少弼宛 矢野庄返付の遊行〔同右〕

一方、著者によれば嫡子教豊に守護職を譲補したとされる長祿三年以降も、持豊が同国に守護権を行使している例がみられる。

文正元・9・5 幕府御教書。山名右衛門督入道宛 播磨田原庄の施行〔九条家文書〕
(持豊)

以上により、康正二年秋以前のある時点で播磨宍粟・赤穂・揖西の少くとも三郡は是豊に分郡として割譲され、それ以外の郡は持豊が応仁乱まで守護として管轄したことが知られ、持豊―教豊

の継承云々は事実と反することが明らかである。三郡の是豊への讓補は、恐らく享徳三年の赤松則尚赦免をめぐる將軍義政と持豊との反目に関連しているとして大過あるまい。是豊が応仁乱で一族から離脱し東軍についていた事情も或はこの辺に起因しているのかも知れない。

四

既に所定の紙数も超えたので第三部は簡単な紹介に留めたい。「上京報恩寺小考」は、近年浄土宗寺院の古文書翻刻に尽力されている著者一連の史料紹介の一部をなすもので、上京小川寺之内所在報恩寺の寺誌と古文書の解説である。この中で天正十九年の屋地子書上案は京都の地子研究の資料として珍しい。「中世茶の湯の普及と備前焼」は、今川了俊の『道ゆきぶり』等で著名な備前焼と喫茶普及との関連を、浦上・宇喜多氏等土豪との関わり合いに於て論じたもの。なお備前焼に関する新史料としては著者紹介文書の他、『尊経閣古文書纂所収一条文書』及び近年発見された『灯心草庵所藏東大寺文書』所収『兵庫北関入船納帳』があり、その一部は小林保夫氏「中世の京都と備前壺」（京都市史編纂通信86）に紹介されているので参照されたい。

「備前藩における神職請制度について」は著者岡山赴任後の論文で、近世初頭の備前藩主で排仏論者の池田光政により施行された、神職請による切支丹禁制の実態と性格を論じたもの。評者の如き近世史の門外漢には、とかく幕藩制下の幕権の専制と強さのみ印象づけられがちであるが、光政一代の期間のみとはいえず、かかる施策が幕府の意に反して大藩に於て実行されている事実是非

常に興味深く感ぜられた。「神学普及に関する一考察」も、著者が守護領国研究に専念される以前の論考で、江戸中期に町人の階級的自覚の中から生れた心学の思想的背景とその限界を多面的に検討し、結局は現実肯定的、保守的の性格から封建教化主義に陥り、農民・下級武士にも説得力を失ったと評価する。著者の若き日の作品だけに論旨明快、意欲的であり、一つの思想体系を特に社会的経済的背景の中で説明しようと努力されている姿勢が窺われ、感銘を覚えた。

五

以上十二編の論文は、時代が平安末から江戸中期に及び、対象も政治から宗教・思想文化と広く、全面的な批評は浅学な評者の手に余り、非常に偏った書評に陥ったことは評者の最も遺憾とする処であり、只管著者・読者の御海容にお縋りする他ない。特に未熟な評者の独断が本書の価値を誤って読者に伝えてはいはしまいかと恐れている。全篇を通ずる手堅い実証と、あくまで正統派的な手法は、何のけれん味もなく、学問に対する著者の真摯、誠実な人柄が自づと滲み出ており、怠惰な評者には教えられる事余りにも多かつたようである。自ら持すること謙虚な著者は、「一貫した史論をまとめ上げたものではなく、個々の論考についても未熟の域を出ず」と遜辞される（後記）が、第二部のみを通覧しても、中間地帯の特質と國人士豪の役割を重視される著者の史眼は明快、且つ一貫しており、中国地方の包括的な守護領国史として、現在なお本書の水準を抜く著作は現れていないと信ずる。第二部の批評には、結局戦後の守護領国制論争を知悉することが前提と

なるので、評者には恰好の勉強の機会を与えられたが、顧みて単なる紹介の域を出なかったことを恥ずるのみである。

(A5判、三〇六頁 索引一四頁 一九七五年二月 創元社
三〇〇円)

(京都大学文学部助手

児玉 識 著

『近世真宗の展開過程』

——西日本を中心として——

山中 寿 夫

真宗史研究が古くから多くの先学によって行なわれ、その成果が他の宗派の歴史的研究のそれに比較していささかも遜色がないようになっていることには、誰しも異論はないであろう。しかし、いわゆる宗学的研究というような一つの枠組の中でなされた研究が多く、より広い視野に立ち新しい問題意識にもとづく研究という点からみれば、まだ不十分であるといわなくてはならない。

今般、笠原一男博士監修『日本宗教史研究叢書』の中の一冊として発刊された本書は、「思想的・社会的・政治的等々の背景との密接な関連をふまへ、それぞれの宗教の本質を多角的視野に立って究明するという態度」(刊行の辞)を叢書全般に貫こうという方針に忠実に従ったものと考えられるが、まさしく真宗史の新分野を開拓された箇所が多いというのみでなく、近世仏教史の本質あるいは意義を根底から問い直そうとする、きわめて大胆な問題意識と精緻な方法にみちびかれた好著である。

その書評を求められた筆者は、久しく真宗史の研究から遠ざかっており、適格性を欠くものであることを重々承知しているもの